

# 小規模多機能型居宅介護施設『奥州壺番館』重要事項説明書

( 令和 6 年 4 月 1 日 現在 )

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

**\*当サービスの利用は、原則として岩手県奥州市水沢に在住の方で、要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。**

目次	1. 事業者
	2. 事業所の概要
	3. 事業実施地域及び営業時間
	4. 職員の配置状況
	5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
	6. 苦情の受付について
	7. 運営推進会議の設置
	8. 事故発生時、緊急時の対応
	9. 非常災害時の対応
	10. サービス利用にあたっての留意事項
	11. 身体拘束その他の行動制限
	12. 虐待の防止について
	13. 業務継続計画の策定

## 1. 事業者

- (1) 法人名 : 株式会社 ナカノメ
- (2) 法人所在地 : 岩手県奥州市水沢字吉小路 46 - 2
- (3) 電話番号 : (0197) 22-2047
- (4) 代表者氏名 : 代表取締役 中目 祐幸
- (5) 設立年月日 : 平成 11 年 4 月 2 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 : 指定小規模多機能型居宅介護事業所  
平成 19 年 9 月 1 日指定 奥州市 第 0391500048 号
- (2) 事業所の目的 : 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い

利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供いたします。

- (3) 事業所の名称 : 小規模多機能型居宅介護事業所『奥州壺番館』
- (4) 事業所の所在地 : 岩手県奥州市水沢字大町 57 番地
- (5) 電話番号 : (0197) 24-7001
- (6) 管理者氏名 : 高橋 謙
- (7) 事業所運営方針 : 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域でのくらしを支えます。
- (8) 開設年月日 : 平成 19 年 9 月 1 日
- (9) 登録定員 : 25 名 (通いサービス定員 15 名、宿泊サービス定員 8 名)
- (10) 居室等の概要 : 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。
  - ① 個室 8 部屋 : 各部屋の広さは、厚生労働省の定める基準 (7.43 m<sup>2</sup>) 以上の広さです。
  - ② 居間・食堂 : 107.5 m<sup>2</sup>
  - ③ 浴室 : 個別浴槽、ボディシャワー型浴槽
  - ④ 消防設備 : 非常誘導灯、消火器、自動消火設備、スプリンクラー、火災通報装置

\* 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設設備です。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 : 岩手県奥州市水沢地域

\* 上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

#### (2) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 : 365 日 (年中無休)
- ② 通いサービス : 7 時~18 時
- ③ 訪問サービス : 24 時間 随時
- ④ 宿泊サービス : 18 時~翌朝 8 時

\* 利用時間の延長にも応じます。ご相談下さい。

\* 受付・相談については、基本的に通いサービスの営業時間と同様です。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

< 主な職員の配置状況 > \* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1人		事業内容の調整
2. 介護支援専門員	1人		サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	8人	6人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員		1人	健康チェック等の医務業務

< 主な職種の勤務体制 >

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	勤務時間： 9：00～18：00(シフトにより、変動あり)
2. 介護支援専門員	勤務時間： 9：00～18：00(シフトにより、変動あり)
3. 介護職員	主な勤務時間： ① 7：00～16：00 ② 8：00～17：00 ③ 8：30～17：30 ④ 9：00～18：00 夜間の勤務時間： 17：30 ～ 翌日 8：30 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	①10:00～13:00

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の場合があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(利用料金が介護保険から給付される場合)

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割の金額となります。(一定以上所得のある方は、2割負担又は3割負担となる場合があります。)

サービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

### 3 < サービスの概要 >

#### ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ① 食事
  - ・食事の提供及び食事の見守りや介助をします。
  - ・台所で利用者が調理をすることができます。
  - ・食事サービスの利用は任意です。
- ② 入浴
  - ・入浴または清拭を行います。
  - ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
  - ・入浴サービスの利用は任意です。
- ③ 排せつ
  - ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な支援を行います。
- ④ 機能訓練
  - ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、心身機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑤ 健康チェック
  - ・血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑥ 送迎サービス
  - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

#### イ. 訪問サービス

- ① 利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ② 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ③ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
  - ・医療行為
  - ・ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
  - ・飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
  - ・ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
  - ・その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### ウ. 宿泊サービス

- ①事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

## < サービス料金 >

ア. 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべて含んだ1ヵ月単位の包括費用金額  
下記の料金表により、ご契約者の要介護度に応じた利用料金をお支払ください。

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 (1割自己負担額)	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

\*月ごとの包括料金（定額）ですので、ご契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合であっても、また、多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

\*月の途中から登録した場合または月の途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いただきます。

「登録日」…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」…最終利用日ではなく、利用者と当事業所の利用契約を終了した日。

### 【日割り料金】（1日あたりの1割自己負担額）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	345 円	507 円	737 円	814 円	895 円

\*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

### イ. 初期加算（1日につき）

登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日30円、月額にして900円の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

### ウ. 認知症加算（主治医意見書の認知症日常生活自立度による）

認知症日常生活自立度がⅢ以上の場合は、月額760円の自己負担となります。

認知症日常生活自立度がⅡで、要介護2の場合は、月額460円の自己負担となります。

### エ. サービス提供体制加算 Ⅱ（介護福祉士を介護職員の50%以上配置）

月640円の自己負担となります。

### オ. 訪問体制強化加算（訪問担当2名以上配置。1月あたり延べ訪問回数200回以上）

月額1000円の自己負担となります。

### カ. 総合マネジメント体制強化加算

月額1200円の自己負担となります。

### キ. 介護職員処遇改善加算

基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの費用総額に **14.9%** を乗じた金額の1割が自己負担となります。(一定以上所得のある方は、2割負担又は3割負担)

## ク. 短期利用居宅介護利用の介護サービス利用料

### 「基本部分：小規模多機能型居宅介護支援費」

当事業所では、ご契約者に対し短期利用居宅介護サービスを提供します。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。(サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金 (1割自己負担額)	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円

### ○介護職員処遇改善加算 I

基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの費用総額に **14.9%** を乗じた金額の1割が自己負担となります。(一定以上所得のある方は、2割負担又は3割負担)

### ○サービス提供体制強化加算 II (介護福祉士割合 50%)

1日につき 21 円。

## ＜ サービスの概要と利用料金 ＞

### ア. 食事の提供 (食事代)

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金： 朝食：400 円 昼食：600 円 (おやつ代含む) 夕食：500 円

### イ. 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金： 一泊：2,200 円

### ウ. クリーニング代

ご利用時に嘔吐等で寝具類を汚された場合、衛生上の見地から外部クリーニング業者へクリーニングを委託します。

料金： 実費

### エ. おむつ代

当事業所で貸し出した場合に発生する費用です。一枚の値段です。(自宅からご持参いただく場合には、お金はかかりません。)

料金： 紙おむつ：120 円 リハビリパンツ：120 円 尿取パット：20 円

## オ. 連絡帳代

ご契約者のご家庭と奥州壺番館での連絡事項等、情報共有のために連絡ノートを準備しております。

料金：100 円

## カ. 文具代

レクリエーション活動の一環でちぎり絵の作成やぬり絵、習字を行います。この際、使用するペン、色鉛筆、折り紙等の文具消耗品代としてご負担いただいております。

料金：300 円

## キ. 趣味活動

ご契約者のご希望により、教材を購入し作品を制作する場合には教材費は実費とさせていただきます。また、外出支援の一環として近くの喫茶店へ出かけることもあります。その際の飲食代金は実費とさせていただきます。

料金：材料代等の実費

## ク. 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。写真も同様です。

料金：一枚につき 20 円

\* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更内容と変更事由をご説明いたします。

## (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算します。ご請求書は翌月10日過ぎにご連絡いたします。次のいずれかの方法により翌月30日までにお支払いください。

- ① 自動口座引落とし
- ② 事業所での現金支払い

## (4) 利用の中止、変更、追加

小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。サービスの変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

#### (5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域でのくらしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します

### 6. 苦情の受付について

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

電話番号           0197-24-7001  
FAX 番号           0197-24-7061  
担当責任者       高橋 謙 (管理者)  
対応時間           午前9時～午後6時 (\*24時間連絡とれる体制)

#### (2) その他苦情受付機関

① 奥州市役所長寿社会課	0197-24-2111
② 奥州地域包括支援センター	0197-24-2111
③ 岩手県国民健康保険連合会	0196-23-4325

### 7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況や、また、その提供するサービスの自己評価について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるために、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

- ① 構成：利用者、利用者家族、大町地区区長、大町町内会長、大町柳町地区民生委員、奥州市職員、奥州壺番館管理者・職員等
- ② 開催：隔月で開催
- ③ 会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言などについて記録を作成します。

## 8. 事故発生時、緊急時の対応

### (1) 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① 奥州市総合水沢病院    | 0197-25-3833 |
| ② ひばりが丘内科クリニック | 0197-22-8228 |
| ③ 大手町歯科医院      | 0197-51-8820 |

### (2) 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化または事故が発生した場合は事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族等へ連絡し速やかに必要な措置を講じます。

## ● 緊急連絡先

	氏名(関係)	電話番号	住所
ご家族等	( )		
	( )		
	( )		
主治医			

## 9. 非常火災時の対応

火災発生時には、別途の定める消防計画に則って対応を行います。

消防設備は下記のとおりです。

- ① 自動火災報知機
- ② 非常通報装置
- ③ 非常用照明
- ④ 誘導灯
- ⑤ 消火器
- ⑥ 自動消火設備 (スプリンクラー)
- ⑦ 消防機関へ通報する火災報知設備 (火災通報装置)

## 10. サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び負担割合証を提示してください。
- ② 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ③ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ⑤ 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 11. 身体的拘束その他の行動制限

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

## 12. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

1. 虐待防止のための指針を整備する
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
3. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年3回以上実施、職員の新規採用時にも実施する。
4. 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

管理者：高橋 謙

施設はサービス提供中に、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、速やかに市へ報告するものとする。

## 13. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所 『奥州壺番館』  
説明者 高 橋 謙 印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 奥州市水沢  
氏名 印  
代理人 住所  
氏名 印  
(続柄 )